

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年8月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月21日から同年9月10日まで縦覧に供する。

平成26年8月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 花枝地区	三木町産業振興課
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 桜町北地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西地地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中原地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上井地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 柿谷地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) ブス池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 氷谷原地区	"
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大塚地区	"